

SHINPU

社会保険新報

2025.7

No.896



移築 100 周年の三重塔と椿山荘の雲海（文京区）

※ 三重塔は国登録有形文化財に指定



INDEX

- 協会けんぽ東京支部 傷病手当金を申請する前にご確認ください（P2） 出産手当金（P3）
- 日本年金機構 年金委員の推薦（P4） 算定基礎届・賞与支払届の提出／「わたしと年金」エッセイ募集中（P5）
- 実務に役立つ！初めての産休・育休対応（P6） breaktime 昭和100年・放送100年を振り返る（P7）
- 東京社会保険協会 広報誌『協会だより』7月号／会場型 労働保険の基礎知識／動画 算定基礎・社会保険の基礎知識／入会案内（P8）

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****傷病手当金を申請する前にご確認ください**

傷病手当金は、仕事や通勤途中以外での病気やけがで休業し、その間の給与を受けられなかったときに支給される給付金です。仕事や通勤途中の病気やけがは労災保険の給付対象となり、傷病手当金の支給対象外となりますので、まずは労働基準監督署へご相談ください。

**確認が必要な箇所**

傷病手当金支給申請書2ページ目の申請内容⑤-1で「2」の仕事または「3」の通勤途中を選択している場合は、労働（通勤）災害に該当するかどうかを申請前に労働基準監督署へご相談ください。

⑤-1 傷病の原因	2	1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病	→ ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	☐	1. はい 2. 請求中(____労働基準監督署) 3. 未請求	→

☒ **相談した結果、労働（通勤）災害に該当しない場合**

申請内容⑤-1に「1」と記入し、協会けんぽへ傷病手当金を申請してください。

申請内容⑤-1に「1」と記入してください

⑤-1 傷病の原因	1	1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病	→ ⑤-2へ
⑤-2 労働災害、通勤災害の認定を受けていますか。	☐	1. はい 2. 請求中(____労働基準監督署) 3. 未請求	→

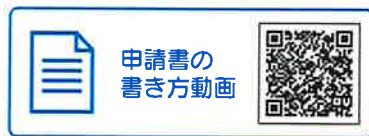
申請内容⑤-2は記入しないでください

☒ **相談した結果、労働（通勤）災害に該当する場合**

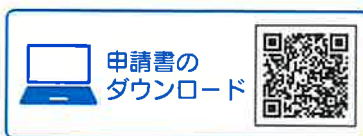
傷病手当金の申請はできません。労働基準監督署へ休業補償給付を申請してください。

**傷病手当金の制度と申請方法**

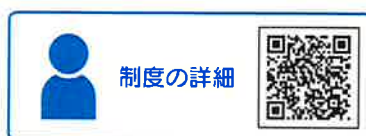
傷病手当金に関する申請書の記入方法をはじめ、手続きの流れ、必要書類などについては、協会けんぽホームページ等でご確認ください。



申請書の
書き方動画



申請書の
ダウンロード



制度の詳細

協会けんぽ東京支部 LINE公式アカウント 友だち募集中！**友だち
追加方法**

- ・ 右の二次元コードから読み取り
- ・ アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ ID「@kenpo_tokyo」で検索



健康づくり等、役立つ情報を配信します！



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ****出産のために仕事を休んだとき 出産手当金**

制度の詳細



出産手当金は、被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられなかったときに支給される給付金です。

**支給条件はあるのかしら？**

次の①～③の条件をすべて満たす場合に、出産手当金の支給が受けられます。

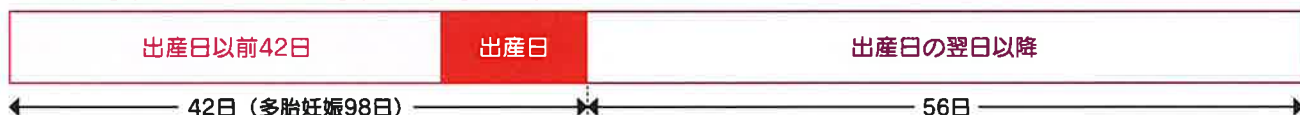
- ① 被保険者が出産した(する)こと 被扶養者の出産は対象外です。
- ② 妊娠4か月(85日)以上の出産であること 早産・死産(流産)・人工妊娠中絶も含まれます。
- ③ 出産のために仕事を休み、事業主から給与の支払いがないこと

休んだ期間について給与の支払いがあっても給与の日額が出産手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。短時間でも就労した場合には、給与の額を問わず出産手当金は支給されません。

**支給期間はいつからいつまでなの？**

「出産日(出産日が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)」から「出産後56日」までの範囲で支給されます。出産日は出産日以前の期間に含まれます。

▼ 出産予定日または出産予定日より早く出産した場合



▼ 出産予定日より遅れて出産した場合

**支給金額はいくらかしら？**

1日当たりの支給金額は、【支給開始日以前の直近の協会けんぽの被保険者期間で継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3 で計算します。

被保険者期間が12か月に満たない場合は、⑦と⑧を比べて少ないほうの額を使用して計算します。

- ⑦ 支給開始日以前の直近の協会けんぽの被保険者期間で継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ⑧ 当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額の平均額(支給開始日が令和7年3月31日以前の場合は30万円、令和7年4月1日以降の場合は32万円)

**申請書はいつ提出すればいいの？**

申請書に記入した申請期間が過ぎてから提出してください。出産前分と出産後分などに分けての提出は可能です。

産前産後期間の詳細

**退職などで資格を喪失した後でも受け取れるの？**

次の①～③の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き出産手当金の支給が受けられます。

- ① 資格喪失日の前日(退職日等)まで、1年以上(任意継続被保険者期間は除く)継続して被保険者であること
※協会けんぽや健康保険組合の加入期間は含みますが、国民健康保険等は含みません。
- ② 資格喪失日の前日(退職日等)に出勤していないこと
- ③ 資格喪失日の前日(退職日等)が出産手当金の請求可能期間中であること

※任意継続被保険者は、資格喪失後の継続給付として支給される場合を除き、出産手当金は支給されません。



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、加入先の健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部(TEL 03-6853-6111)まで



募集中

年金委員の推薦をお願いします

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発・相談・助言などの活動を行う方々です。公的年金制度について広く国民に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22（2010）年1月に設置されました。



年金委員の種類 職域型と地域型に区分されます

年金委員は、活動範囲により、**職域型**と**地域型**の2つに区分されます。**職域型**は主に厚生年金保険加入の企業（適用事業所）内、**地域型**は自治会などの地域において活動します。

区 分	職 域 型	地 域 型
委 嘱 対 象 者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当している方など	国または地方公共団体の職員として年金事務に従事していたことがある方など
活 動 範 囲	主に厚生年金保険の適用事業所内	住所地の地域
推 薦 者	事業主 または 年金事務所長	市区町村、年金事務所長、関係団体
任 期	なし	3年（更新可）



職域型年金委員とは？

主に勤務する企業（厚生年金保険の適用事業所）内で活動します。新入社員に対する年金制度の概要説明、社内での年金制度の周知、定年退職予定者に対する年金受給手続きの相談・助言等を行います。厚生年金保険の適用事業所のうち、被保険者数が300人未満の事業所は1名以上、300人以上の事業所は2名以上の設置をお願いします。職域型年金委員の推薦は、事業主または年金事務所長が「年金委員推薦書（職域型）」を管轄の年金事務所に提出します。



年金委員のメリット

日本年金機構では、年金委員への活動支援を行っています。年金委員になると、次のようなメリットがあります。

1	制度改正等のお知らせ	活動の基本となる冊子や年金制度改正に関するリーフレットなど、定期的なお知らせを無料で受けられます。
2	研修会への参加	年金委員限定の研修会に無料で参加できます。 ●全国年金委員研修会（主催：日本年金機構本部）全国の年金委員を対象に年1回実施 ●地域研修会（主催：主に各年金事務所）各都道府県において定期的実施

詳細は 日本年金機構 年金委員 検索 に掲載しています。



日本年金機構からのお知らせ
Japan Pension Service

算定基礎届・賞与支払届 の提出をお忘れなく！

算定基礎届および賞与支払届は、標準報酬月額や標準賞与額の決定に必要な届出です。まだ提出されていない場合は、事務センター（郵送・電子申請）または管轄の年金事務所まで、すみやかに提出してください。

算定基礎届（定時決定）

健康保険・厚生年金保険の被保険者（70歳以上被用者を含む）の実際の報酬月額と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、事業主は毎年1回、7月1日現在で使用している全被保険者の3か月間（4月・5月・6月）の報酬月額を算定基礎届により届け出し、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき、標準報酬月額を決定し直します。

提出期限 毎年7月10日まで
※10日が土日祝の場合は翌営業日まで

提出先 事務センター または
管轄の年金事務所



日本年金機構

算定基礎届

検索

賞与支払届

賞与についても、健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付します。事業主が被保険者（70歳以上被用者を含む）に賞与を支給した場合は、支給日から5日以内に被保険者賞与支払届により、支給額等を届け出てください。なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合には、賞与不支給報告書の提出が必要です。

提出期限 支給日から5日以内

提出先 事務センター または
管轄の年金事務所



日本年金機構

賞与支払届

検索

令和
7
年度

「わたしと年金」 エッセイ募集中

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、さまざまな取り組みを行っています。「ねんきん月間」期間中は、公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開する予定です。この取り組みの一環として、広く皆様から公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。公的年金の大切さや意義を、皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますので、ふるってご応募ください。

募集内容 公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

募集期間 令和7年6月2日（月）～
9月8日（月）

応募資格 中学生以上

発表 受賞作品については、11月に日本年金機構ホームページで発表

後援 厚生労働省、文部科学省、
全国高等学校長協会、
全国都道府県教育委員会連合会

賞 厚生労働大臣賞／日本年金機構理事長賞
／優秀賞／入選

世代を越える。
今だからこそ、伝えたい。

「わたしと年金」
エッセイ
募集中

賞
・厚生労働大臣賞
・日本年金機構理事長賞
・優秀賞
・入選

応募締切

令和7年9月8日（月）

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
<https://nenkin.go.jp/>

令和7年度 「わたしと年金」 検索

主催

日本年金機構

後援

厚生労働省

全国高等学校長協会

全国都道府県教育委員会連合会



日本年金機構

「わたしと年金」

検索



初めての産休・育休対応

特定社会保険労務士 小平 陽子（ドリームサポート社会保険労務士法人）

出産・育児に関する制度は複雑なうえ、法改正も頻繁に行われるため、会社の実務担当者は常に最新情報を把握し、適切に対応しなければなりません。近年は仕事と育児の両立支援のための制度が充実してきており、妊娠・出産から育児休業、職場復帰まで、会社は切れ目のないサポートをしていく必要があります。知っておきたいポイントを解説します。

産前産後休業と育児休業

産前産後休業	女性労働者は、出産予定日の6週間（双子以上の場合は14週間）前から産前休業を請求することができます。休業せずに出産直前まで働いてもかまいません。出産の翌日からの8週間は労働基準法に定められた母体保護の期間で、法律上当然に休業となります。ただし、産後6週間経過後は、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは問題ありません。
育児休業（育休）	育児・介護休業法に基づき、子が1歳になるまでの間に取得できる休業です。子一人につき原則として2回まで取得でき、保育所へ入所できない等の事情があるときは1歳6か月（最大2歳）まで延長することが可能です。男女問わず取得できます。
産後パパ育休（出生時育児休業）	令和4年10月に創設された父親のための休暇で、子の出生後8週間以内に4週間まで取得できます。労使協定を締結した場合に限り、合意した範囲で休業中に就業することが可能で、仕事と育児を両立しやすい制度になっています。

有期雇用労働者の育児休業

有期雇用労働者でも、次の要件を満たせば育児休業等を取得できます。なお、労使協定の締結により、入社1年未満の労働者と週所定労働日数2日以下の労働者を対象外とすることができます。

休業の種類	申出時点において以下に該当していること
育児休業	子が1歳6か月を経過する日までに労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
産後パパ育休	子の出生日または出産予定日のいずれか遅いほうから起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約の期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと



労働者から妊娠の報告を受けたときの会社の対応

会社は、最初に「出産予定日」「女性労働者の場合は産前休業を開始する時期の希望」「育児休業の取得希望の有無」を確認します。

休業予定が決まったら、会社は「休業中の給与・社会保険料等の取扱い」「休業中に労働者が受けられる給付金等」について労働者に説明する機会を設けます。制度の内容は多岐にわたるため、必要な手続きや会社への届出期限などを書面にまとめ、本人との面談により、ひとつずつ丁寧に説明するようにしましょう。

なお、妊娠中の女性は、つわりなどの体調不良に見舞われることが少なくありません。可能な範囲で業務の負荷を軽減したり、出勤時間を調整するなどの配慮が必要になります。医師による指示事項を事業主に伝えるツールとして「母性健康管理指導事項連絡カード」（右参照）の利用も勧めましょう。



※「母性健康管理指導事項連絡カード」ダウンロード⇒

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/common/pdf/bosei_kenkoukanri_r030701.pdf

育児休業に関する内容は、会員向け広報誌「協会だより」7月号（No.62）にも掲載しています

breaktime 昭和100年・放送100年を振り返る

昭和元年から数えて100年目にあたる令和7（2025）年は、ラジオ放送開始から100年の節目でもあります。技術革新に伴い、放送のあり方、とりわけ音楽の楽しみ方は劇的に変化し、また、流行歌はそんな時代の変遷を色濃く映し出してきました。昭和～平成～令和の100年を、「音楽」「流行歌」をキーワードに振り返ります。

昭和

音楽シーンが刺激的で華やかだった時代

戦争で幕を開けた昭和。国を挙げて士気を高めようと軍国歌謡が量産される一方で、疲弊した人々の心を癒したのは、シャンソンやブルース、歌謡曲でした。当時はレコードや蓄音機は贅品とされ、国民の多くはラジオから流れる音楽に耳を傾けたといえます。

戦争が終わり、目覚ましい復興を遂げた日本は、昭和30年代、高度経済成長の豊かさを象徴する「三種の神器」のひとつとして、白黒テレビが注目を集めます。同時に、音楽もラジオで「聴く」からテレビで「見る」へと変化し、ロカビリーやグループサウンズ（GS）が、若者を中心に旋風を巻き起こしました。

昭和39年に東京オリンピックが開催されたのを機にカラーテレビが普及。音楽の世界も、フォークやニューミュージックと呼ばれるジャンルが確立し、ビジュアル重視のアイドル歌手が台頭します。カウントダウン形式の音楽番組が軒並み高視聴率をマークするなど、昭和後期は日本の音楽シーンが最も刺激的で華やかだった時代でもありました。

平成～令和

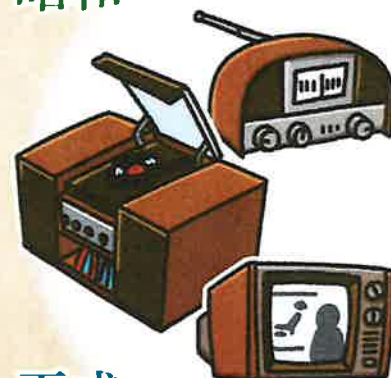
CDから配信・サブスクの時代へ

バブル崩壊で始まった平成は、音楽業界にも大きな変化がありました。昭和54年に発売されたウォークマンや、その次世代機となる世界初のポータブルCDプレーヤーの誕生により、音楽は「持ち歩く」スタイルへと変貌。テレビドラマの主題歌やCMとのタイアップからヒット曲が生まれ、J-POPの全盛とともに、メディアに露出しないバンドがミリオンセラーを連発させるなど、CD生産数はかつてない売り上げを誇ります。

西暦2000年代に入り、スマートフォンが普及し始めると、音楽も配信サービスを利用して「携帯（スマホ）で聴く」時代に突入。ヒットの指標はCDの売上枚数からダウンロード数へと移行し、ストリーミングサービス、サブスクリプション（サブスク）、YouTubeの動画配信など、デジタル化が加速していきます。

令和の現在では、サブスクやYouTubeが主流となり、誰もが手軽にさまざまなジャンルや時代の音楽を楽しめるようになりました。昭和を知らないZ世代が昭和歌謡に心打たれ、昭和育ちの中高年が平成・令和のサウンドに心躍らせるなど、日本の音楽シーンは世代を超えたコミュニケーションツールとして、私たちの日常に彩りを添えています。

昭和



平成



そして 令和



参考：『歌は世につれ 流行歌で振り返る 昭和100年』合田道人著（笠間書院）

『令和ヒットの方程式』博報堂DYグループコンテンツビジネスラボ著（祥伝社新書）

会員向け広報誌

『協会だより』7月号 No.62



7月9日(水)にホームページで公開し、会員事業所宛に郵送します。7月号は、当協会の事業報告・決算、講習会や各種会員特典のほか、「外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き」「実務に役立つ! 育児休業に関する法改正」等、情報盛りだくさんでお届けします。

観劇会

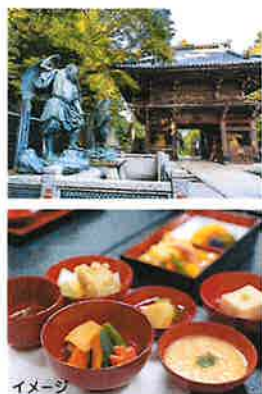
- 劇団四季ミュージカル
『アナと雪の女王』
9月27日(土)
- 明治座
『大逆転! 戦国武将誉販』
10月11日(土)



健康づくり

秋の高尾山薬王院
10月25日(土)

- 法話お聴耳
- 精進料理(昼食)
精進料理は、野菜や豆腐などの植物性食材を中心に、滋味深い味わいと心身へのやさしさを両立した料理で、調味料を控え、自然本来の美味しさを引き出します。
- 写経会 ※オプション



※会員限定ページの閲覧は、ユーザー名・パスワード必要。

会員特典 ▶ 会員限定 ▶ 協会だより

会場型講習会

労働保険の基礎知識

労災保険と雇用保険の仕組みや手続きの基本を解説します。初めて社会保険事務を担当される方や基礎から再確認したい方におすすめ。人事・労務の実務に役立つ知識をしっかりと学べます。

日時 9月17日(水)・18日(木)
10時～16時

会場 家の光会館(新宿区)
料金 会員 無料 [一般15,000円]

申込締切 8月13日(水)15時まで

定員 各回125名 ※全2回/各回内容は同じ

講師 特定社会保険労務士 石和 信人
(いしわ社社会保険労士事務所)

講習会・セミナー ▶ 会場型講習会

公開中 社会保険に関する動画シリーズ

算定基礎

- ① 算定基礎届 社会保険の改正等
- ② 算定基礎届の記入例 記入のポイント 他2本

社会保険の基礎知識

- ① 初任者は必ずチェック! 社会保険制度の概要
- ② 社会保険の適用 対象者と事業所の要件
- ③ 年金の給付 障害年金と遺族年金 他7本

※一部限定公開(会員はユーザー名・パスワード必要)

講習会・セミナー ▶ WEBセミナー

『社会保険新報』
メルマガ会員の皆様

一般財団法人 東京社会保険協会

入会のご案内

東京社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、会員とご家族の健康増進や福利厚生に関する事業を行っています。入会されると、WEBセミナー・会場型講習会の受講(無料)やレジャー・宿泊施設の優待、会員健診等、さまざまな特典がご利用できます。事業所単位での入会となりますので、未加入の事業所はぜひご検討ください。

- 対象 東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業所
- 年会費 事業所の被保険者数によって異なります。

ホームページから
簡単に入会できます!



記事提供/日本年金機構 新宿年金事務所・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部

編集・発行/一般財団法人 東京社会保険協会 〒160-8407 東京都新宿区新宿7-26-9 電話 03(3204)8877(大代表)

ホームページ <https://www.tosyakyoo.or.jp>